平成２９年（フ）第２５８号
東京都町田市高ケ坂３丁目37番Ｃ１―17号
債務者　秋元てるよ
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５４号
沖縄県沖縄市久保田３丁目５番３号　セントラルアパート107
債務者　日暮　　勝
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第３５１号
東京都立川市錦町６丁目２番５号コーポ立川錦町402号
債務者　高橋　利之
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４４号
栃木県宇都宮市鶴田町1978番地　野尻貸家
債務者　羽生　恒夫
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第８４４号
神奈川県鎌倉市笛田３丁目14番８号　アルピナ　201号室
債務者　上原　　聡
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７２４号
横浜市南区中村町４丁目279番地４　吉田荘101
債務者　花井　芳雄
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７２５号
横浜市南区中村町４丁目279番地４　吉田荘101
債務者　花井　友美
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８００号
横浜市西区中央２丁目54番６―307号
債務者　高木　由美
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８１６号
横浜市港北区大倉山３丁目８番40号　ヴァンベール大倉山101
債務者　宮崎佳奈子（旧姓宇野）
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８４２号
横浜市都筑区勝田町266番地１　市営勝田住宅30棟304号
債務者　加々美裕丈
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８４３号
横浜市金沢区富岡東５丁目４番30号
債務者　萩野　礼子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８４５号
横浜市都筑区池辺町4894番地14
債務者　佐藤　妙子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４９６号
横浜市中区福富町西通１番地８　プリメージ桜木町704号室
債務者　柳澤　知江（旧姓澁谷）
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５６１号
神奈川県大和市中央林間西２丁目14番31号
債務者　冨村　博美
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

免責許可決定

平成２９年（フ）第１０号
北海道小樽市稲穂１丁目８番15―603号　エッセンシア稲穂レジデンス、前住所北海道小樽市花園４丁目19番101号　アヴァンセ花園４丁目
破産者　齋藤　正子
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第５号
北海道上川郡和寒町字三笠５番地　若草団地K46―２　３号室
破産者　柴田美代子
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所名寄支部